

公立大学法人前橋工科大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程

平成27年3月26日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第9号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 公益通報

第1節 公益通報の受付等（第3条―第7条）

第2節 調査等（第8条―第17条）

第3節 不正の認定手続等（第18条・第19条）

第4節 不服申立て（第20条―第29条）

第3章 告発（第30条・第31条）

第4章 不正行為に関する情報提供（第32条・第33条）

第5章 不正行為の防止のための取組等（第34条・第35条）

第6章 雑則（第36条―第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人前橋工科大学公益通報規程（平成25年規程第49号。以下「公益通報規程」という。）第2条の2の規定に基づき、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）の職員及び学長の研究活動上の不正行為に係る公益通報についての取扱いを定めるほか、職員等（公益通報規程第2条第1号に規定する職員等をいう。以下同じ。）以外の者からの法人の職員及び学長の研究活動上の不正行為に係る告発についての取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「不正行為」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 研究成果の作成及び報告の過程における次に掲げる行為。ただし、悪意のない誤り及び意見の相違並びに当該研究分野における一般的慣行に従ってデータ及び実験行為を取り扱う場合を除く。

ア 捏造（存在しないデータ、研究成果等を作成することをいう。）

イ 改ざん（研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究成果等を真正でないものに加工することをいう。）

ウ 盗用（他者のアイデア、研究手法、データ、研究結果、論文等を当該他者の了解又は適切な表示をすることなく流用することをいう。）

(2) 研究費等の使用に当たり行われた法令又は法人の関係規程に違反する行為

2 この規程において「研究費等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 公立大学法人前橋工科大学における公的研究費等の不正使用の防止に関する規程（平成25年規程第117号。以下「公的研究費等の不正使用の防止に関する規程」という。）第2条に規定する公的研究費等

(2) 公立大学法人前橋工科大学教員研究費取扱規程（平成25年規程第115号）第2条に規定する研究費

(3) 公立大学法人前橋工科大学地域活性化研究事業取扱規程（平成25年規程第124号）第1条に規定する地域活性化研究費

(4) 前3号に掲げるもののほか、法人の規程の定めにより教員及び学長に配分する研究のための経費

3 この規程において「公益通報」とは、公益通報規程第2条第3号に規定する公益通報のうち、法人の職員及び学長の不正行為に関するものをいう。

4 この規程において「告発」とは、職員等以外の者が法人の職員及び学長の不正行為を通報し、調査することを求めるものをいう。

第2章 公益通報

第1節 公益通報の受付等

（通報窓口）

第3条 理事長は、職員等からの公益通報の受付等を行うための窓口（以下「通報窓口」という。）を次のとおり置く。

(1) 内部窓口 事務局学務課

(2) 外部窓口 公益通報相談員（公益通報規程第2条第5号に規定する公益通報相談員をいう。以下同じ。）

2 通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 公益通報の受付に関すること。

(2) 不正行為に係る業務部署との連絡調整に関すること。

(3) 公益通報及び不正行為が疑われる事項の相談に関すること。

（従事者の義務）

第4条 公益通報の処理に従事する職員又は公益通報相談員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 公益通報の処理に従事する職員は、自己の従事する業務に係る公益通報の処理に関与してはならない。

（法人の義務）

第5条 法人は、公益通報をした者（以下「公益通報者」という。）、公益通報の対象となった者（以下「被通報者」という。）、公益通報の内容及び調査内容等について、その結果の公表まで、公益通報者及び被通報者の意に反する漏えいを防止するため、適切な措置を講じなければならない。

2 法人は、悪意（被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること、又は法人に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく公益通報であることが明らかでない限り、単に公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対し、解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてならない。

3 法人は、この規程の定めによる場合を除くほか、相当の理由がない限り、単に公益通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的に若しくは全面的に禁止し、又は解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（公益通報者の責務）

第6条 職員等は、悪意をもって公益通報をしてはならない。

2 職員等は、公益通報を行う場合には、客観的な資料に基づき誠実に行わなければならない。

（公益通報の受付）

第7条 職員等は、通報窓口で公益通報をすることができる。

2 職員等は、公益通報を行うときは、所属及び氏名を申し出るものとする。

3 公益通報は、不正行為公益通報書により行うものとする。ただし、電話、面談等により、必要事項が確認できる場合は、この限りでない。

4 通報窓口は、次のいずれかに該当する場合は、その旨を不正防止計画推進室（公的研究費等の不正使用の防止に関する規程第8条第1項に規定する不正防止計画推進室をいう。以下同じ。）及び学長に報告するものとする。

(1) 被通報者が過去に職員であったが、現在は他の研究機関に属するとき。

(2) 公益通報の内容及び被通報者が職員となる前に他の研究機関で行った研究活動に係るものであるとき。

(3) 公益通報の対象となる研究活動が他の研究機関に所属する研究者と共同で行われているものであるとき。

(4) その他被通報者又は公益通報の対象となる研究活動を勘案し、他の研究機関へ通知をすることが必要と認められるとき。

5 学長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該他の研究機関に当該公益通報の内容を通知するものとする。

6 通報窓口は、公益通報者に対し、次に掲げることについて説明をしなければならない。

ない。

- (1) 当該公益通報が悪意に基づくものであることが判明しない限り、公益通報を行ったことを理由とした不利益な取扱いがないこと。
- (2) 当該公益通報が悪意に基づくものであることが判明しない限り、当該公益通報者の意に反して調査関係者以外に公益通報者の秘密が漏えいしないよう秘密の保持を徹底すること。
- (3) 法人が行う調査に協力を求める場合があること。
- (4) 公益通報者は、前号の協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き協力をしなければならないこと。
- (5) 調査の結果、悪意に基づく公益通報であることが判明した場合は、法人が次に掲げることを行う場合があり得ること。
 - ア 公益通報者の所属及び氏名の公表
 - イ 公益通報者に対する懲戒処分
 - ウ 公益通報者を刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第1項の規定により告発すること。

7 通報窓口は、公益通報を受け付けたときはその旨を、公益通報に該当しないときはその旨及びその理由を公益通報者に通知するものとする。この場合において、外部窓口が公益通報を受け付けたときは、内部窓口に対してその旨を通知しなければならない。

8 外部窓口は、前項の規定により公益通報者に通知するに当たっては、あらかじめ、通知する内容に関して内部窓口に照会することができる。

第2節 調査等

（不正防止計画推進室への報告）

第8条 内部窓口は、公益通報を受け付けたとき、又は前条第7項の規定により外部窓口から公益通報を受け付けた旨の通知があったときは、不正防止計画推進室並びに学長及び理事長に速やかに報告しなければならない。

（予備調査の実施）

第9条 不正防止計画推進室は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに当該公益通報の内容の合理性、調査の可能性等について予備調査を行うものとする。

2 予備調査の対象は、当該公益通報に係る研究活動とする。ただし、調査において必要があると不正防止計画推進室が認めるときは、被通報者に係る他の研究活動についても調査対象とすることができる。

3 この規程に定めるもののほか、予備調査の手続、調査方法等については、別に定める。

4 予備調査は、公益通報を受け付けた日から起算しておおむね30日以内に行うものとする。

(予備調査中の研究費等の執行停止等)

第10条 不正防止計画推進室は、予備調査を実施するに当たり必要があると認めるときは、調査の対象となっている研究費等について、理事長に執行を停止する措置を執ることを求めることができる。

2 理事長は、前項の規定による求めがあった場合は、内容を確認し、必要があると認めるときは、被通報者に対し、当該研究費等の執行の停止を命ずるものとする。

3 不正防止計画推進室は、予備調査を実施するに当たり必要があると認めるときは、学長に調査の対象となっている研究活動を停止する措置を執ることを求めることができる。

4 学長は、前項の規定による求めがあった場合は、内容を確認し、必要があると認めるときは、被通報者に対し、当該研究活動の停止を命ずるものとする。

(予備調査中の調査対象の保全)

第11条 不正防止計画推進室は、予備調査のために必要な資料の提出を求めるに当たり、他の方法によっては適切な資料を入手するのが困難なとき、又は関係資料の隠蔽が行われるおそれがあるときは、被通報者の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は当該研究に使用した機器及び資料等の保全を行うことができる。

(予備調査結果の報告等)

第12条 不正防止計画推進室は、予備調査の結果を学長に報告し、承認を求めるものとする。

2 学長は、前項の規定による報告を承認したときは、理事長に報告するものとする。

3 学長は、第1項の規定により本調査を行わない旨の報告を承認したときは、公益通報者にその旨及びその理由を通知するものとする。

(不正行為等調査委員会の設置)

第13条 学長は、前条第1項の規定により、不正防止計画推進室から本調査が必要である旨の報告を受け、これを承認した場合は、公益通報に関する本調査及び第25条第1項の規定による不服申立てがあったときの調査(同項の規定による判定を含む。)を実施するため、不正防止計画推進室に、不正行為等調査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

2 委員会は、次に掲げる委員5人以内で構成する。

(1) 副学長(教育・企画担当)

- (2) 学科長のうち、学長が指名する者
 - (3) 弁護士、公認会計士、税理士等で理事長が推薦した者
 - (4) その他法人の役員又は職員でない者で理事長が推薦したもの
- 3 前項の規定にかかわらず、公益通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する者（この項において「利害関係人」という。）は、委員になることができない。この場合において、前項第1号に規定する者が利害関係人に該当するときは、前項第2号に規定する委員とは別に学長が指名する者に代えるものとする。
- 4 委員の過半数は、第2項第3号又は第4号のいずれかの者でなければならない。
- 5 委員会に委員長を置き、第2項第1号に規定する委員をもって充てる。この場合において、第3項後段の規定により学長が指名する者が委員となったときは、その者をもって委員長に充てる。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 8 学長は、委員会が設置されたときは、委員の氏名及び所属を公益通報者及び被通報者に対して通知するものとする。第10項の規定による委員の交代があったときも同様とする。
- 9 公益通報者及び被通報者は、委員となった者の全部又は一部に対し異議があるときは、前項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に学長に異議を申し出ることができる。
- 10 学長は、前項の規定による異議の申し出を受けた場合には、その内容を精査し、必要があると認めるときには、当該委員を交代させるものとする。

（委員会の会議）

第14条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
- 5 委員は、自己に関する事項については、審議に加わることはできない。

（委員会の調査等）

第15条 不正防止計画推進室は、委員会が本調査を開始するときは、その旨を学長に報告する。

- 2 学長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該事案に係る研究費等の配分を行った機関（以下「配分機関」という。）及び文部科学省に当該調査の開始、

調査方法及び調査対象について報告しなければならない。

- 3 本調査の対象は、当該公益通報に係る研究活動とする。ただし、調査において必要があると委員会が認めるときは、被通報者に係る他の研究活動についても調査対象とすることができる。
- 4 委員会は、本調査を行うに当たっては、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 委員会は、公益通報の内容等が他の研究機関等に関係するときは、学長に当該研究機関等へ調査協力を要請するよう求めるものとする。
- 6 学長は、前項の規定による要請があった場合は、当該研究機関等へ調査協力を要請するものとする。
- 7 本調査は、第1項の報告があった日から起算して30日以内に開始するものとする。
- 8 この規程に定めるもののほか、本調査の手続、調査方法等については、別に定める。

(本調査中の研究費等の執行停止等)

第16条 委員会は、本調査を実施するに当たり必要があると認めるときは、調査の対象となっている研究費等について、理事長に執行を停止する措置を執ることを求めることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による求めがあった場合は、内容を確認し、必要があると認めるときは、被通報者に対し、当該研究費等の執行の停止を命ずるものとする。
- 3 委員会は、本調査を実施するに当たり必要があると認めるときは、学長に調査の対象となっている研究活動を停止する措置を執ることを求めることができる。
- 4 学長は、前項の規定による求めがあった場合は、内容を確認し、必要があると認めるときは、被通報者に対し、当該研究活動の停止を命ずるものとする。

(本調査中の調査対象の保全)

第17条 不正防止計画推進室は、本調査のために必要な資料の提出を求めるに当たり、他の方法によっては適切な資料を入手するのが困難なとき、又は関係資料の隠蔽が行われるおそれがあるときは、被通報者の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は当該研究に使用した機器及び資料等の保全を行うことができる。

第3節 不正の認定手続等

(不正等の判定)

第18条 委員会は、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について判定し、調査結果をまとめるものとする。

- 2 委員会は、前項の調査結果について不正防止計画推進室に報告するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本調査の過程において、不正行為の事実が確認された場合には、委員会は、当該事実について速やかに判定し、不正防止計画推進室に報告するものとする。
- 4 委員会は、不正行為が存在しなかった旨の調査結果であった場合において、当該公益通報が悪意に基づくことが判明したときは、その旨の判定を行うものとする。この場合において、判定を行うに当たっては、公益通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 委員会は、前項の判定の結果について不正防止計画推進室に報告するものとする。

(不正の認定等)

第19条 不正防止計画推進室は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を記載した最終報告書を作成し、学長に報告し、承認を求めるものとする。

(1) 調査結果

(2) 不正行為と判定された場合には次の事項

ア 不正行為の発生要因

イ 不正行為に関与した者が関わる他の研究費等における管理及び監査体制の状況

ウ 再発防止計画

(3) その他必要と認める事項

2 不正防止計画推進室は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、学長に報告し、承認を求めるものとする。

(1) 調査の状況

(2) 判定された不正行為の事実

(3) 判定された不正行為の発生要因

(4) その他必要と認める事項

3 不正防止計画推進室は、前条第5項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、学長に報告し、承認を求めるものとする。

(1) 調査結果

(2) 判定された悪意に係る事実

(3) その他必要と認める事項

4 学長は、前3項の規定による報告を承認したときは、その旨を認定し、理事長に報告するとともに、公益通報者、被通報者並びに配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

5 学長は、前項の規定による通知を不正行為と認定された被通報者及び悪意に基づく公益通報と認定された公益通報者にする場合には、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 認定に対し、不服申立てをすることができる旨

(2) 不服申立ての相手方（学長）

(3) 不服申立てをすることができる期間

6 第4項の規定による認定は、本調査を開始した日の翌日から起算して150日以内にするものとする。

7 学長は、第4項の規定により認定をした内容を公表するものとする。

8 前項の規定による公表の内容及び方法については、別に定める。

第4節 不服申立て

(不服申立ての提起)

第20条 前条第5項の規定により、不正行為と認定された旨の通知を受けた被通報者及び悪意に基づく公益通報と認定された旨の通知を受けた公益通報者で、当該認定に不服のあるものは、この節の定めるところにより、学長に対し、不服申立てをすることができる。

(不服申立ての期間)

第21条 不服申立ては、認定結果を知った日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、天災その他不服申立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における不服申立ては、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に行わなければならない。

3 不服申立ては、認定のあった日の翌日から起算して6月を経過したときは、することができない。

(不服申立ての方法)

第22条 不服申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を学長に提出して行わなければならない。

(1) 不服申立人の氏名、住所及び連絡先の電話番号

(2) 不服申立てに係る認定

(3) 不服申立てに係る認定があったことを知った年月日

(4) 不服申立ての趣旨及び理由

(5) 不服申立ての年月日

(不服申立てがあった場合の通知)

第23条 学長は、不服申立てがなされた場合には、委員会、不正防止計画推進室及び理事長に連絡するとともに、公益通報者（不正行為と認定されたことに対する

不服申立ての場合に限る。次条第2項並びに第25条第4項、第6項及び第8項において同じ。)又は被通報者(悪意に基づく公益通報と認定されたことに対する不服申立ての場合に限る。次条第2項並びに第25条第4項、第6項及び第8項において同じ。)並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

(規程に適合しない不服申立て)

第24条 不服申立てが第21条に規定する期間の経過後になされたものであるとき、その他この規程の定めに適合しないときは、学長は、当該不服申立てを却下するものとする。

2 学長は、前項の規定により不服申立てを却下した場合には、委員会、不正防止計画推進室及び理事長に連絡するとともに、不服申立人及び公益通報者又は被通報者並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

(不服申立てに係る調査等)

第25条 委員会は、不服申立てがなされた場合には、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに判定し、不正防止計画推進室に報告するものとする。

2 不正防止計画推進室は、前項の規定による報告を受けたときには、下記の事項を記載した報告書を作成し、学長に報告し、承認を求めるものとする。

(1) 再調査の実施の要否

(2) 前号の判定をした理由

3 学長は、前項の規定により、再調査の必要がない旨の報告を受け、これを承認した場合は、当該不服申立てを棄却することとする。

4 学長は、前項の規定により不服申立てを棄却した場合には、その旨を理事長に報告するとともに、不服申立人及び公益通報者又は被通報者並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

5 学長は、第2項の規定により、再調査の必要がある旨の報告を受け、これを承認した場合は、不服申立てに係る認定を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けての不服申立人の協力を条件として、再調査を行うことを決定することとする。

6 学長は、前項の規定により再調査を行うことを決定した場合については、その旨を理事長に報告するとともに、不服申立人及び公益通報者又は被通報者並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

7 学長は、前項の規定により、再調査を実施することを決定した場合であっても、不服申立人の協力が得られないことが判明したときは、再調査を行わず、又は打ち切ることができる。

8 学長は、前項の規定により再調査を行わないこと、又は打ち切ることを選定した場合には、その旨を理事長に報告するとともに、不服申立人及び公益通報者又は被通報者並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

9 この規程に定めるもののほか、再調査の手續、調査方法等については、別に定める。

(再調査中の研究費等の執行停止等)

第26条 委員会は、再調査を実施するに当たり必要があると認めるときは、調査の対象となっている研究費等について、理事長に執行を停止する措置を執ることを求めることができる。

2 理事長は、前項の規定による求めがあった場合は、内容を確認し、必要があると認めるときは、被通報者に対し、当該研究費等の執行の停止を命ずるものとする。

3 委員会は、再調査を実施するに当たり必要があると認めるときは、学長に調査の対象となっている研究活動を停止する措置を執ることを求めることができる。

4 学長は、前項の規定による求めがあった場合は、内容を確認し、必要があると認めるときは、被通報者に対し、当該研究活動の停止を命ずるものとする。

(再調査中の調査対象の保全)

第27条 委員会は、再調査のために必要な資料の提出を求めるに当たり、他の方法によっては適切な資料を入手するのが困難なとき、又は関係資料の隠蔽が行われるおそれがあるときは、被通報者の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は当該研究に使用した機器及び資料等の保全を行うことができる。

(再調査に係る判定等)

第28条 委員会は、学長が再調査の実施を選定した日から起算しておおむね50日以内に再調査を終了するものとする。

2 委員会は、不服申立てに係る認定を覆すか否か及びその理由について判定し、調査結果をまとめるものとする。

3 委員会は、前項の調査結果について、不正防止計画推進室に報告するものとする。

(再調査に係る認定等)

第29条 不正防止計画推進室は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、学長に報告し、承認を求めるものとする。

(1) 調査結果

(2) その他必要と認める事項

2 学長は、前項の規定による報告を承認した場合には、次の各号の調査結果の区分

に応じ、当該各号に規定する認定をするものとする。

(1) 調査結果が不服申立てに係る認定を覆さないとするものであるとき。 不服申立ての棄却

(2) 調査結果が不服申立てに係る認定を覆すとするものであるとき。 不服申立てに係る認定の全部若しくは一部の取消し又はこれの変更

3 学長は、前項の認定をした場合には、認定結果を理事長に報告するとともに、不服申立人及び公益通報者（不正行為と認定されたことに対する不服申立ての場合に限る。）又は被通報者（悪意に基づく公益通報と認定されたことに対する不服申立ての場合に限る。）並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

第3章 告発

（告発窓口）

第30条 理事長は、職員等以外の者から告発の受付等を行うための窓口（以下「告発窓口」という。）を事務局学務課に置く。

2 告発窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 告発の受付に関すること。

(2) 不正行為に係る業務部署との連絡調整に関すること。

(3) 告発及び不正行為が疑われる事項の相談に関すること。

（公益通報に係る規定の準用）

第31条 第4条から第29条までの規定（第7条第7項後段の規定を除く。）は、告発に係る受付等、調査、不正の認定等及び不服申立てについて準用する。この場合において、これらの規定（第4条第1項及び第8条を除く。）中「公益通報」とあるのは「告発」と、「被通報者」とあるのは「被告発者」と、「公益通報者」とあるのは「告発者」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	公益通報の処理に従事する職員又は公益通報相談員	告発の処理に従事する職員
第6条第1項	職員等	職員等以外の者
第6条第2項	職員等	職員等以外の者
第7条第1項	職員等	職員等以外の者
	通報窓口	告発窓口
第7条第2項	職員等	職員等以外の者

第7条第3項	不正行為公益通報書	不正行為告発書
第7条第4項	通報窓口	告発窓口
第7条第6項各号列記以外の部分	通報窓口	告発窓口
第7条第7項前段	通報窓口	告発窓口
第8条	内部窓口は、公益通報を受け付けたとき、又は前条第7項の規定により外部窓口から公益通報を受け付けた旨の通知があったとき	告発窓口は、告発を受け付けたとき

第4章 不正行為に関する情報提供

(不正行為に関する相談)

第32条 不正行為に関する相談については、通報窓口又は告発窓口は、その内容等を確認し、必要があると認めるときは、その内容を不正防止計画推進室に報告するものとする。

2 不正防止計画推進室は、前項の規定による報告があったときは、その内容等を確認し、必要があると認めるときは、公益通報又は告発に準じて処理するものとする。

(告発以外の方法による情報の認知)

第33条 法人は、報道等により職員等に不正行為の疑いがあると認知したときは、その内容等を確認し、必要があると認めるときは、告発に準じて処理するものとする。

第5章 不正行為の防止のための取組等

(啓発活動)

第34条 学長は、副学長（研究・地域貢献担当）及び学科等の長と協力して、不正行為（第2条第1項第2号に掲げる行為を除く。）の予防のために職員への倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。

(研究倫理教育責任者)

第35条 前条の啓発活動を補佐し、倫理教育の推進を図るため、前橋工科大学に研究倫理教育責任者を置く。

2 前項の研究倫理教育責任者は、副学長（研究・地域貢献担当）をもって充てる。

第6章 雑則

(研究成果等の保存)

第36条 職員及び学長は、研究活動における成果、資料その他研究データ等を当該研究終了後5年間保存しておかなければならない。

2 前項に規定する研究成果等は、必要があると認められるときは、開示しなければならない。

3 在職中の研究活動の研究成果等に係る前2項に規定する義務について、退職後も同様とする。

(書類の様式)

第37条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

(1) 不正行為公益通報書

(2) 不正行為告発書

(その他)

第38条 この規程に定めるもののほか、法人の職員及び学長の研究活動上の不正行為に係る公益通報についての取扱い、職員等以外の者からの法人の職員及び学長の研究活動上の不正行為に係る告発についての取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(公立大学法人前橋工科大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程の廃止)

2 公立大学法人前橋工科大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程(平成25年規程第118号。次項において「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の日前に、旧規程及び次項の規定による改正前の公益通報規程により受け付けた公益通報及び職員等以外の者からの通報に係る対応については、なお従前の例による。

(公立大学法人前橋工科大学公益通報規程の一部改正)

4 公立大学法人前橋工科大学公益通報規程の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(研究費の不正使用等に係る取扱い)

第2条の2 公的研究費等(公立大学法人前橋工科大学における公的研究費等の不正使用の防止に関する規程(平成25年規程第117号)第2条に定める研究資金をいう。)の不正使用及び研究活動上の不正行為(公立大学法人前橋工科大学

における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程（平成25年規程118号）第2条第1項各号に定める行為をいう。）に関する公益通報については、別に定める。

附 則（平成27年6月29日規程第31号）

この規程は、公表の日から施行する。